

松浦市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年6月6日

松浦市監査委員 守山 秀利  
松浦市監査委員 神田 稔

# 監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 水産課
- 3 監査の期間 令和元年5月7日から23日間

## 4 監査の範囲及び方法

平成30年度（平成31年3月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

### 【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

## 5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。なお、軽微なものについては、口頭で指導を行ったので本報告では省略するが、内容を十分に把握し、今後は適正かつ効率的に事務処理を行わりたい。

- (1) 文書発送簿について
  - ・ フリクションボールペンを使用しているものがあつた。
- (2) 文書件名簿について
  - ・ 処理欄の記載のないものがあつた。
  - ・ フリクションボールペンを使用しているものがあつた。
- (3) 時間外等勤務命令簿（控）について
  - ・ 休憩時間の記載がないものがあつた。
  - ・ 課長命令印の押印がないものがあつた。
- (4) 出張旅費について
  - ・ 出張命令書（控）において、備考欄に「居住地の為宿泊料を支給しない」と記入があり、旅費明細欄の宿泊料を記載していないものがあつた。松浦市職員等の旅費に関する条例第26条「旅費の調整」に基づき支給しないことができるが当該根拠規定が明記されていない。適正に処理されたい。
  - ・ 口頭復命をした出張について、出張命令書（控）右下に口頭復命と朱書きしていないものがあつた。29松政第597号通知に基づき、適正に処理されたい。
  - ・ 出張復命書において、松浦市役所処務規程に定められた様式を使用していないものが多数あつた。
  - ・ 出張復命書の決裁欄において、押印不要欄を空欄としているものが多数あつた。

(5) 備品保管簿及び備品保管状況について

- ・ 備品管理システム上、使用不能により廃棄済となっている保管庫において、備品保管簿が原課に残ったままとなっており、現物が無いにもかかわらず、廃棄後も物品出納員における照合点検印が保管簿に押印されていた。備品の現物と保管簿を照合の上、押印されたい。
- ・ 平成28年4月時点で車検が切れていた小型乗用自動車において、備品保管簿に照合点検印が押印されていた。この車の現物を確認したうえで点検印を押印したのか、その時の保管状況はどのようなになっていたのか説明されたい。
- ・ 前回の定期監査において、消火器の備品シールが備品保管簿に貼付されており、該当する消火器本体に貼付するよう指摘した事項について、改善措置で消火器本体に貼付したとの報告があっていたが、今回再度確認したところ、消火器本体に貼付されていなかった。早急に改善されたい。

(6) 契約事務について

委託料

- ・ 起案用紙に施行年月日欄の記載がないものがあつた。
- ・ 起案用紙において、押印不要欄を空欄としているものがあつた。
- ・ 清掃業務委託について、業者選定伺、見積徴取伺、予定価格調書の作成、見積結果一覧表の作成がなかつた。また、1者随意契約の理由と業者選定の理由がなかつた。

松浦市財務規則及び会計事務の手引きに基づき適正に処理されたい。

請負工事

- ・ 起案用紙に文書件番号や施行年月日の記載がないものがあつた。

(7) 修繕関係の処理について

- ・ 起案用紙に施行年月日の記載がないものがあつた。
- ・ 見積依頼の起案用紙に文書件番号の記載がないものがあつた。

(8) 財政援助団体補助金交付事務について

- ・ 起案用紙に文書件番号及び施行年月日の記載がなかつた。

(9) 公有財産使用許可及び貸付について

- ・ 起案用紙に施行年月日の記載がないものがあつた。
- ・ 行政財産目的外使用許可の決裁を受ける際、根拠となる法令及び使用料の算出の根拠となる法令の記載なく起案をしているものがあつた。
- ・ 行政財産目的外使用許可書において、財務規則第110条の使用条件の記載に不備があつた。

(10) 漁業近代化資金利子補給事業補助金について

- ・ 起案用紙に文書件番号及び施行年月日の記載がなかつた。

(11) その他について

- ・ 平成27年度に実施した定期監査の指摘事項で、松浦市漁港管理条例第3条第1項において、市が管理する漁港施設のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地について、毎年度その維持運営計画を定めると規定されているが、作成されておらず、改善措置報告において平成28年12月までに策定すると回答があつたが、その後においても策定されていなかった。早急に対応されたい。

## 6. 監査意見

昨年度、備品の整備状況をテーマとして行政監査を実施し、その際に備品保管簿と現物及び備品管理システムの照合を各課で行い、すべてが一致した状態で報告を受けていたが、今回の定期監査において、現物と保管簿の内容が一致していないものが見受けられた。このうち、小型乗用自動車（佐世保500そ42-66）においては、平成25年8月を最後に車検が行われていないが、平成30年4月まで毎年物品出納員における点検照合印が押印されていた。また、同車について調べてみると、水産課で使用となっているにも関わらず、水産課が知らない間に食と観光のまち推進課（現：地域経済活性化課）の予算で平成30年7月に車検が行われ、現在使用されていることが判明した。本事実には複数課に跨る不適切な備品管理の事案であることから、会計管理者において十分な調査を行い、事の顛末について報告されたい。

## 7. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を令和元年6月21日（金）までに文書により報告されたい。